

経済金融活性化特区版 エンジェル税制 確認申請の手引き

～ 目 次 ～

1. エンジェル税制申請から確定申告までの流れ	1
2. エンジェル税制の税制優遇	3
3. 各手続きにおける必要書類	4
4. 指定会社が投資をした個人に発行する書類	5
5. 指定会社が税務署に提出する書類	5
6. 個人が確定申告の為に必要な書類	5
7. その他注意事項	7
8. エンジェル税制要件確認フローチャート	8
9. 要件確認で特に留意すべき事項	9
10. エンジェル税制相談窓口	9

経済金融活性化特別地区版エンジェル税制を
適用するための手続きを整理しました。

沖縄県商工労働部
産業政策課

〈ご注意〉

- ※当冊子はエンジェル税制の内容を説明しているものではありません。
- ※当冊子は認定投資事業有限責任組合・証券会社経由の手続きについては説明しておりませんのでご了承ください。

1. エンジェル税制申請から確定申告までの流れ

	 認定法人	 投資家	 沖縄県
1 指定会社の申請・指定 →必要書類 P 4	申請	—	指定
※ 指定にかかる事業実施の報告 (事業年度終了後1ヶ月以内) →様式集 P 1	報告	—	認定書
2 特定株式投資契約の作成 →注意事項 P 7	作成・ 契約又は 契約の目処	確認・ 契約又は 契約の目処	
3 特定株式投資契約の締結又は 締結の目処(※払込前)の報告 →必要書類 P 4	報告	—	認定証 の交付
4 投資(個人からの払込)	株式の発行	払込	—
5 資金調達後の確認申請 →必要書類 P 4	申請	—	確認書 の発行
6 エンジェル税制適用の為に必 要な確定申告添付書類の発行 →必要書類 P 5	発行	受領	—
7 確定申告 →必要書類 P 5	—	確定申告	—

※認定法人：経済金融活性化特別地区区域内における事業の認定を受けた企業

申請から確定申告までの概要

エンジェル税制の適用に当たっては、対象企業及び投資をした個人それぞれが一定の要件を満たしていることについて、対象企業が次に掲げる手続きを申請窓口である沖縄県に対して行う必要があります。

①「指定会社」の申請

経済金融活性化特別地区において、認定法人がエンジェル税制による投資を希望する場合は、投資を受ける前に「指定会社」としての指定を受ける必要があります。指定を受けることで、エンジェル税制指定会社であることを説明でき、PR効果も期待されます。また、事前確認が行われた場合には、沖縄県のホームページにて、会社名等を公表することが出来ます。

指定会社の指定は、申請時点においてエンジェル税制の対象企業か否かを確認するものであり、その後個人と特定株式投資契約の締結又は締結の目処がたったときには、改めて報告を行う必要があります。

②特定株式投資契約の締結又は締結の目処（※払込前）の報告

指定会社は、個人と特定株式投資契約の締結又は締結の目処が立ち、かつ個人から金銭の払い込みが行われる前に沖縄県に報告を行い、当該特定株式投資契約がエンジェル税制の対象となるか確認を受ける必要があります。

③資金調達後の確認申請

指定会社は、投資が行われた後、沖縄県に対して確認申請を行う必要があります。これにより申請が適正と確認されると沖縄県から、指定会社へ確認書が交付されます。指定会社は、この確認書の他、特定株式投資契約に定めた、確定申告に必要な書類を投資した個人へ交付し、個人はこれらをもって確定申告を行い、税制上の特例措置を受けることとなります。

続いては、実際の申請手続きや、必要書類等を詳細に説明します。

2. エンジェル税制の税の特例

①投資した年に受けられる特例措置（選択制）

特例措置A

（対象企業への投資額－2,000円）を
その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金
額×40%と1,000万円のいずれか低い方

特例措置B

対象企業への投資額全額を、その年の
株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限はなし

②売却時の特例措置

売却時の特例措置

未上場の対象企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算で
きるだけでなく、その年に通算しきれなかった損失については、翌年以降3年にわた
って順次株式譲渡益と通算が出来ます。

（注）個人が投資して株主となったとき、指定会社が法人税法第二条第十号に規定する同
族会社に該当することとなるときにおける当該株主及び投資する個人が租税特別措置法
施行令第25条の12第1項各号又は第26条の28の3第1項各号に該当する場合、エン
ジェル税制は適用されません。（詳細→P9）

○根拠法令（沖縄振興特別措置法第57条の2）

特例措置A：租税特別措置法第41条の19、所得税法78条（読替）等

特例措置B：租税特別措置法第37条の13、租税特別措置法施行令第
25条の12第2項等

売却時の特例措置：租税特別措置法第37条の13の2等

3. 各手続きにおける必要書類

①「指定会社」の申請

○指定申請書（別記様式第4、様式集P4）

○定款

○登記事項証明書（原本が必要です）

※過去に登記変更がある場合は、変更が反映されたもの（履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書など）を提出ください。

○申請書提出日の属する事業年度の、直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

○申請書提出日の属する事業年度の、直前の事業年度の確定申告書別表二（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）（様式集参考1、P18）

○申請の日における株主名簿

○常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等）

○申請日における組織図（役員の氏名、生年月日及び住所を記載）

○別記様式第5（様式集P5）による宣言書

※以上に掲げるものの他、参考となる書類を求められることがあります。

②特定株式投資契約の締結又は締結の目処（※払込前）の報告

○報告書（別記様式第8、様式集P9）

※以上に掲げるものの他、参考となる書類を求められることがあります。

※特定株式投資契約とは（様式集参考6～7、その他注意事項参照）

指定会社は、投資契約を結ぶ際、エンジェル税制を適用するために「特定株式投資契約書」を作成する必要があります。これは、エンジェル税制を適用するために必要な条文や、投資家に対しての書類の発行義務などを記載したもので、通常の投資契約書とは異なります。

③資金調達後の確認申請

○申請書（別記様式第12、様式集P14、15）

○指定会社の指定書の写し

○株式の発行を決議し取締役会の議事録の写し

○個人が取得した株式についての株式申込証の写し（設立時募集株式又は第三者割当増資時の募集株式に限り、発起設立時は除く。）

○払込みがあったことを証する書面（通帳の該当部分など）

○株式投資契約を締結した契約書の写し

※以上に掲げるものの他、参考となる書類を求められることがあります。

4. 指定会社が投資をした個人に発行する書類

交付書類	帳票
沖縄県知事印が押印された確認書	別記様式第 13、様式集 P 16
投資をした個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類	様式集参考 4、P 21
※株式異動状況明細書	様式集参考 3、P 20

※個人が対象企業の株式を取得した場合、または対象企業が個人から指定会社株式を譲渡したまたは贈与したことの報告を受けた場合、株式異動状況明細書を作成し、個人へ交付してください。

5. 指定会社が税務署に提出する書類

個人が指定会社株式（エンジェル税制を利用していない投資による取得株式も含む）を譲渡又は贈与したことを知った場合は、その翌年 1 月 31 日までに所在地の所轄税務署長に株式異動状況通知書（参考様式は様式集参考 2、P 19）を作成し提出すること

6. 個人が確定申告の為に必要な書類

投資をした個人は、エンジェル税制の適用を受けるために、次の書類を確定申告書に添付して、個人の住所地の所轄税務署に提出することが必要です。

なお、添付書類はそれぞれの特例措置によって異なります。

(1) パターン別必要書類

適用するエンジェル税制のパターンを①～④からお選びいただき、種類毎の必要書類を次ページでご確認ください。



①	投資時点（特例措置 A）	所得控除制度の場合
②	投資時点（特例措置 B）	課税繰延制度の場合
③	売却時点	譲渡損失発生の場合
④	清算終了・破産手続開始	譲渡損失発生の場合

必要書類	①	②	③	④	帳 票
(7) 沖縄県知事の確認書	○	○	○	○	別記様式第 13、P16
(イ) 一定の株主に該当しない旨の確認書	○	○	○	○	様式集参考 4、P21
(ウ) 特定株式投資契約書 ※の写し	○	○	○	○	追加事項 様式集参考 6～7
(エ) 株式異動状況明細書	○	○	○	○	様式集参考 3、P20
(オ) 証券会社から交付を受けた取引報告書又は発行会社から交付を受けた買付通知書			○		様式集参考 8、P32
(カ) 清算結了の登記事項証明書、破産手続開始の決定の広告等				○	—
(キ) 株式等に係る譲渡所得税等の金額計算明細書		○			(税務署に有ります)
(ク) 株式等に係る譲渡所得税等の金額計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)			○	○	(税務署に有ります)
(ケ) 指定会社が発行した株式取得に要した金額の控除の明細書	○	○			(税務署に有ります)
(コ) 平成__年分の所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用)			○	○	(税務署に有ります)
(カ) 指定会社が発行した株式の取得に要した金額の寄付金控除額の計算明細書	○				(税務署に有ります)
☆民法組合及び投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、上記に加えて以下の書類が必要です。					
(シ) 民法組合あるいは、投資事業有限責任組合の決算書					
(ス) 投資をした個人の持ち分に応じた計算書(貸借対照表がついたもの)					
(セ) 投資の明細(各銘柄の取得価額、組合としての取得株式数)					

※特定株式投資契約書には、一定の事由を記載する必要があります。○を参照ください。

※個人が対象企業の株式を取得または譲渡または贈与した場合、対象企業に株式異動状況明細書を作成、交付してもらってください。

7. その他注意事項

◇対象企業への金銭の払い込みによる投資（投資契約・組合契約の締結）

経済金融活性化特別地区版エンジェル税制の適用を受けるためには、実際に投資が行われる際に、指定会社と個人との間で、特定事由及び必要な手続きについて記載（様式集参考6-1）した「特定株式投資契約書」を締結する必要があります。なお、民法組合及び投資事業有限責任組合を経由した投資においても、同様の投資契約及び組合契約が必要です。

投資契約及び組合契約に盛り込むべき（追加すべき）特定事由等については、様式集にあります「参考6～7」をご参照ください。

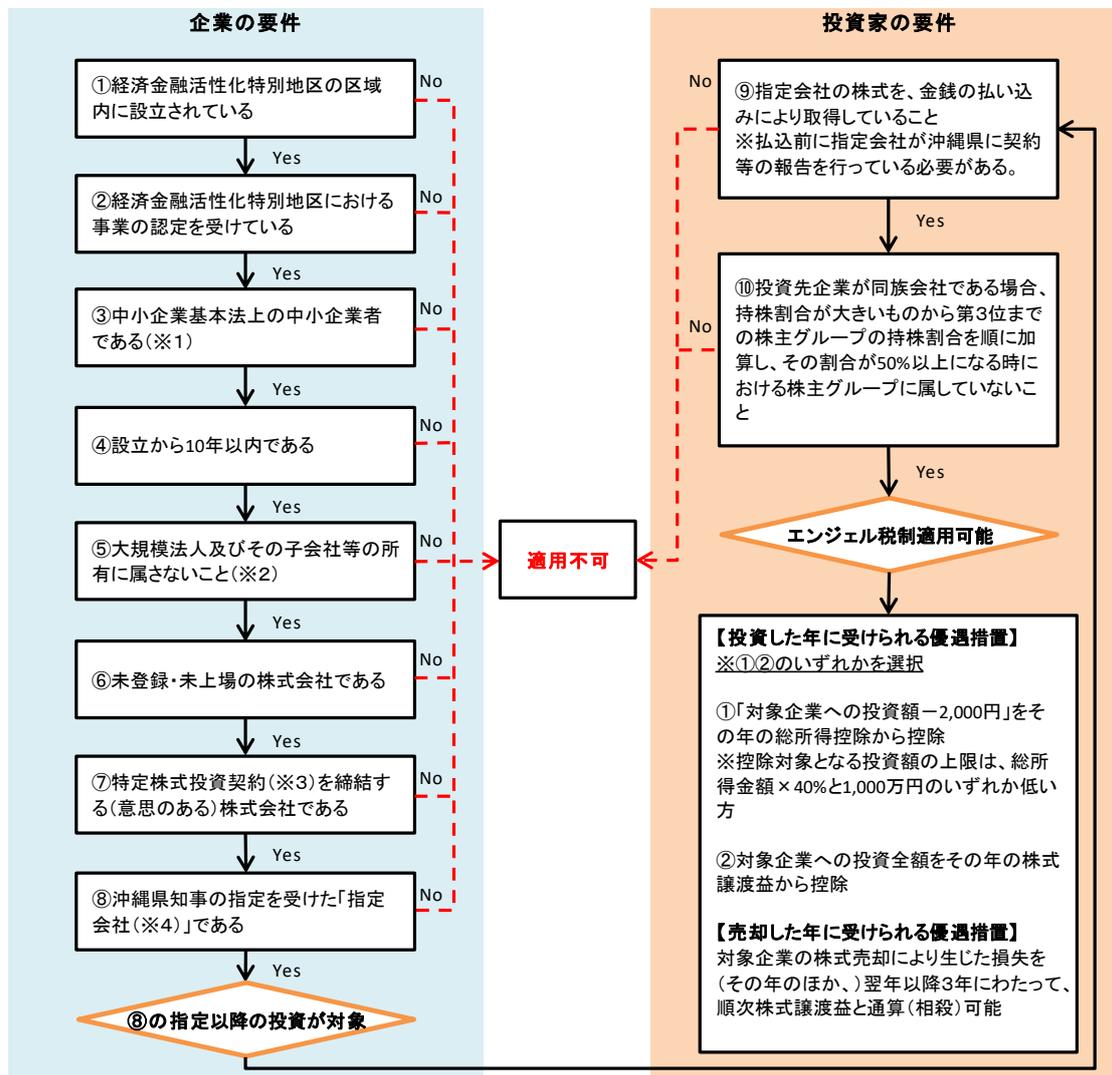
◇税務署・沖縄県への報告

(1)個人が指定会社株式（エンジェル税制を利用していない投資による取得株式も含まれます。）を譲渡又は贈与したことを知った場合は、その翌年1月31日までに株式移動状況通知書を作成し、所在地の所轄税務署長に提出してください。帳票は様式集にあります「参考2、P19」をご参照ください。

(2)次に掲げる事実があった場合には、この事実について遅滞なく沖縄県へ報告してください。

- (ア) 清算終了又は特別清算終了があった場合
- (イ) 破産開始決定の手続きに入った場合
- (ウ) 株式上場又は店頭公開した場合
- (エ) 増資又は減資を行った場合
- (オ) 社名変更、所在地の異動その他重要な事実があった場合

8. エンジェル税制要件確認フローチャート



※1：中小企業基本法上の「中小企業者」の定義は下記のとおり

- 製造業・建設業・運輸業等
資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社及び常時使用従業員数が300名以下の会社・個人
- 卸売業
資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社及び常時使用従業員数が100名以下の会社・個人
- サービス業
資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社及び常時使用従業員数が100名以下の会社・個人
- 小売業
資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社及び常時使用従業員数が50名以下の会社・個人

※2：「大規模法人及びその子会社等の所有に属さない(会社)」とは、以下の2つを満たすものを言う

- 発行済株式の総数の1/2超を、1つの大規模法人グループに保有されていないこと
- 発行済株式の総数の2/3以上を、複数の大規模法人グループに保有されていないこと

大規模法人：資本金の額等が1億円を超える法人又は資本金等を有しない法人のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人(中小企業投資育成株式会社を除く)

※3：ここでいう「特定株式投資契約」は、通常の株式投資契約に、当該契約に係る払込金を、対象事業の用のみに供する旨の記載の他、必要な事由について追加したものになる。

※4：①～⑦に該当し、沖縄県知事へ指定会社の申請を行い、指定書の交付を受けた会社

9. 要件確認で特に留意すべき事項

◆同族要件について（個人投資家要件）

減税対象となる個人の要件に、「対象企業が同族会社である場合には、所有割合（持株割合又は議決権保有割合）が大きいものから第3位までの株主（及びその親族やその関係会社）の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主に属していないこと」というものがありますが、ここでいう「同族会社」とは親族等のみで経営しているような会社ではなく、「法人税法に規定される同族会社※」をいいます。

なお、法人税法上の同族会社であった場合、すべての投資がエンジェル税制の対象とならないという訳ではありません。同族会社に該当するかどうか、該当した場合に投資を行う個人株主が減税対象になるかどうかについての具体的事例は沖縄県までお問い合わせください。

※法人税法に規定される同族会社とは、その会社の3人以下の株主（及びその親族やその関係会社）が当該企業の株式又は議決権を50%超保有している会社を指します。

◆確定申告書別表一（一）について（必要書類）

確定申告書別表一（一）が必要となりますが、当該資料には「税理士の署名」が不可欠となりますのでご注意ください。なお、電子申告を行った場合にはこの限りではありません。詳細は沖縄県までお問い合わせください。

◆沖縄県への事前相談について

沖縄県では、投資を受ける前であっても、エンジェル税制の対象となるかどうかの相談を受け付けています。是非お気軽にご相談ください。

10. エンジェル税制相談窓口

沖縄県 商工労働部 産業政策課 産業振興企画班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟8階（北側）

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/seisaku/kikaku/keizaitokku.html>